

新投資口発行及び投資口売出届出目論見書の訂正事項分
2025 年 6 月（第 1 回訂正分）
日本ビルファンド投資法人

この届出目論見書により行う日本ビルファンド投資法人の投資口の募集（一般募集）及び売出し（オーバーアロットメントによる売出し）につきましては、本投資法人は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）第 5 条により有価証券届出書を 2025 年 6 月 19 日に関東財務局長に提出し、また、同法第 7 条第 1 項により有価証券届出書の訂正届出書を 2025 年 6 月 20 日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。したがって、発行価格及び売出価格等については今後訂正が行われます。なお、その他の記載内容についても訂正が行われることがあります。

1 新投資口発行及び投資口売出届出目論見書の訂正理由

2025 年 6 月 19 日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、本投資法人の指定する販売先である三井不動産株式会社の状況等に関する事項を追加するため、2025 年 6 月 20 日付で
有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、新投資口発行及び投資口売出届出目論見書の関連事項を後記のとおり訂正いたします。

2 訂正事項

	頁
第一部 証券情報	1
第 1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）	1
1 募集内国投資証券	1
（16） その他	1
第 5 募集又は売出しに関する特別記載事項	1

3 訂正箇所

訂正箇所は_____野で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券】

(16)【その他】

(前略)

- ⑤ 引受人は、本投資法人が資産の運用に係る業務を委託している日本ビルファンドマネジメント株式会社（以下、「資産運用会社」又は「NBFM」といいます。）の株主である三井不動産株式会社（以下、「指定先」又は「三井不動産」ということがあります。）に対し、一般募集の対象となる本投資口のうち、5,000口を販売する予定です。

指定先の状況等につきましては、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項／5 販売先の指定について」をご参照下さい。

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

(前略)

2 売却・追加発行等の制限

- ① 一般募集の行われる前から本投資口を保有している投資主であり、かつ本投資法人が資産の運用に係る業務を委託している日本ビルファンドマネジメント株式会社の株主である指定先は、2025年6月20日現在本投資口を288,150口保有し、一般募集の対象となる本投資口のうち5,000口を取得予定ですが、指定先は、一般募集に関連して、共同主幹事会社との間で、一般募集に関する発行価格等決定日から一般募集の受渡期日の6ヶ月後の応当日までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、その保有する本投資口の売却等（但し、オーバーアロットメントによる売出しのために本投資口を野村證券株式会社に貸し渡すこと及び上記期間内に行われることがある同様の取引の場合等を除きます。）を行わない旨合意しています。

共同主幹事会社は、上記の期間中にその裁量で当該合意の内容の一部又は全部を解除する権利を有しています。

(中略)

5 販売先の指定について

① 指定先の状況

a. 指定先の概要	名称	三井不動産株式会社	
	本店の所在地	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第112期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日） 2024年6月27日 関東財務局長に提出	
		半期報告書 事業年度 第113期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日） 2024年11月8日 関東財務局長に提出	
b. 本投資法人与指定先との間の関係	出資関係	本投資法人が保有している指定先の株式の数（2025年6月20日現在）	二
		指定先が保有している本投資口の数（2025年6月20日現在）	288,150口
	人事関係	本投資法人与指定先との間には、人的関係はありません。	
	資金関係	本投資法人は、指定先から借入れをしていません。また、指定先は、本投資法人の借入債務につき、保証及び担保を提供していません。	
c. 指定先の選定理由	技術又は取引等の関係		指定先は、本投資法人からオフィスマネジメント業務、調査補佐業務、物件移管業務、新規テナント斡旋業務、不動産売買等の仲介業務及び開発業務を受託しています。 また、指定先は、本投資法人が保有する不動産等の賃借人です。
	本投資法人与指定先との関係に鑑み、本投資法人の投資主の利益と指定先の利益を共通のものにするという観点から、指定先として選定しています。		
d. 販売しようとする本投資口の数			5,000口
e. 投資口の保有方針			指定先が保有した投資口については、特段の事情がない限り保有を継続する意向であることを確認しています。
f. 払込みに要する資金等の状況			本投資法人は、指定先が提出済みの前記有価証券報告書等にて、貸借対照表及び連結貸借対照表における現金預金を確認することにより、指定先が上記5,000口の払込みに要する資金を有していると判断しています。
g. 指定先の実態			2025年6月20日現在、指定先は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断しており断固たる姿勢で対処することを表明していることから、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

② 投資口の譲渡制限

指定先は、一般募集に関連して、ロックアップに関する合意をしています。その内容につきましては、前記「2 売却・追加発行等の制限／①」をご参照下さい。

③ 発行条件に関する事項

一般募集における本投資口の一部を指定先に販売するものであり、指定先への販売は一般募集における発行価格にて行われますので、指定先に対して特に有利な条件で販売するものではありません。

④ 募集後の主要な投資主の状況

氏名又は名称	住所	所有投資口数 (口)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合(%)	募集後の所有 投資口数 (口)	募集後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番 12号	2,113,131	24.85	2,113,131	24.43
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1 号 赤坂インターシティAIR	1,281,553	15.07	1,281,553	14.82
野村信託銀行株式会社(投信 口)	東京都千代田区大手町二丁目 2番2号	383,122	4.50	383,122	4.43
三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁 目1番1号	288,150	3.39	293,150	3.39
ステート ストリート バン ク ウェスト クライアント トリーディー 505234	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A.	225,477	2.65	225,477	2.61
ステート ストリート バン ク アンドトラスト カンパ ニー 505001	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS	133,490	1.57	133,490	1.54
住友生命保険相互会社	東京都中央区八重洲二丁目2 番1号	122,560	1.44	122,560	1.42
ジェーピー モルガン チェース バンク 385781	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM	108,055	1.27	108,055	1.25
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 7番3号 東京ビルディング	92,446	1.09	92,446	1.07
LEGAL + GENER AL ASSURANCE PENSIONS MANA GEMENT LIMITE D	ONE COLEMAN STREET LONDON GB EC2R5AA	81,260	0.96	81,260	0.94
計	二	4,829,244	56.78	4,834,244	55.89

(注1) 所有投資口数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2024年12月31日現在のものです。

(注2) 募集後の所有投資口数及び募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2024年12月31日現在の所有投資口数及び総議決権数に一般募集による増加分を加味し、野村証券株式会社に対する本第三者割当に対する申込みが全て行われた場合の数字です。

(注3) 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第3位を四捨五入した数字です。

⑤ 投資口併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

⑥ その他参考になる事項

該当事項はありません。